

## 解説

## ICAEW報告書「IFRSの将来」の概要

公認会計士 又邊 崇

## I はじめに

2012年12月に、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW：The Institute of Chartered Accountants in England and Wales）の財務報告学会は、「IFRSの将来－優れた市場インシアティブのための情報」と題した報告書を公表している。本報告書では、IFRSの使用は世界中に広がり続けているにもかかわらず、主要なコンバージェンス・プロジェクト（金融商品等）の停滞により勢いは失われており、さらに、米国等の主要な経済国はIFRSアドプションに躊躇している<sup>1</sup>とする一方で、単一の会計言語を支持する者は、最近の後退に失望しすぎではならず、このプロジェクトが長期間にわたり成功するには、何をすべきか広範に議論する必要があるとしている。

日本におけるIFRS導入議論においては、IFRS適用国の状況や米国の動向に注目することは不可欠であり、2005年からIFRSをアドプションしている英国におけるIFRSの適用状況と米国に対する見解を参照することは有益と考えられることから、

本稿は、ICAEWの報告書の内容を紹介するものである。

なお、本稿の意見にわたる部分は個人的見解であることを申し添える。

## II 国際的な基準のベネフィット

## 1. 普遍的な会計言語のベネフィット

最近のIFRSの急速な普及は、ベネフィットが理論上のものだけではないことを意味しており、実際にベネフィットが明確になっていることを示す調査研究が増えている。ICAEWは2007年に、EU域内での2005年のIFRS適用に関する報告書を作成しており、当時の25のEUメンバー国によるIFRSアドプションは、各国の財務報告の伝統が異なるため困難であったが、成功したと結論を下している。また、ICAEWの委託した学術研究では、欧州でのIFRSアドプションによる資本コストのベネフィットが発見されている<sup>2</sup>。

当該学術研究は、IFRSアドプションにより潜在的ベネフィットが実現する範囲は国によって異なることを示しており、IFRSアドプション前の各国基準の質及び準拠性・監督・執行の程度等の各国の要因に大きく依

存するとしている。それでも、現在まで達成された明確な価値を過小評価すべきではない。特に、国際的な投資家にとっては、2005年からのIFRSへの移行は変革であった。

## 2. 潜在的コストを上回るベネフィット

新たな会計フレームワークへの転換によって、相当のコストと短期の課題（会計方針の評価と更新、情報システムの更新又は置換え、統制の再設計、従業員の訓練、投資家の教育）への対処が必要となる。

しかし、適切なプロセス、統制、ITシステム、商慣習、会計方針を再検討することを企業に推奨することで、新たな考えや、より良い方法が生まれることが多い。短期的な苦勞の結果、企業に、会計処理コストの低減、比較可能性の向上、資本コストの削減以上の長期的な実務上のベネフィットをもたらす。

## 3. なぜIFRSなのか

真に国際的で高品質な会計基準のセットは、経済的実態を明確に反映し、投資家の信頼を高めるような透明かつ比較可能な財務諸表の基礎を提供し、企業と投資家は、その利用によりベネフィットを享受する。IFRSには有利な点（基準設定過程の中立

性、原則主義に基づく基準の理解可能性)があるにもかかわらず、現在は、完全とはかけ離れている。非常に複雑な点があり、場合によっては、US GAAPとのコンバージェンスのため、G20が承認したプログラムによって質が落とされている。特に、金融資産の減損に係る新アプローチの作業は、遅滞なく完了することが必須であるし、純利益とその他の包括利益を区分する基礎については高い優先度で検討すべきである。

しかし、欠点があるにもかかわらず、IFRSには固有の強さと長所があり、国際的で高品質な会計基準のセットという理想の実現を求める人々がIFRSを支持することを十分に正当化している。

### Ⅲ 国際的な基準は本当に達成可能か

#### 1. 雑音を追い払うときである

国際的な金融危機は、金融商品の会計と開示を改善するニーズを顕在化させたが、IFRSは総じて金融危機をうまく乗り切った。財務報告が金融危機の何らかの原因となり、引き延ばしたという主張は、ほとんど根拠がない。現在までの学術研究は、公正価値と金融危機との重要な関係を見つけていない<sup>iii</sup>。また、英国でのIFRS使用の批判を冷静に分析すると、根拠のないことが多い。

#### 2. 米国の躊躇は必ずしも悪いことではない

米国のアドプションの遅延はそれほど悪いことではないかもしれない。米国がIFRSをあまりにも早急に受け入れる場合、米国財務会計基準審議会(FASB)は自国の関係者のニーズを満たすように、さらにIFRSの変更を強く求め、結果として、不安

定かつ不確実な期間を招くことから、世界の他のIFRSアドプション国は不利益をこうむることになる。一方、国際会計基準審議会(IASB)は、米国のIFRS報告に対する決定的なコミットメントの実務上の影響に対処せざるを得なくなる前に、現在まで達成してきたことを確固たるものとして、発展することができる。

#### 3. 100%の統一性は不可能である

共通の基準によって、世界中のコーポレート・ガバナンス、監査、規制制度の改善が促進されるため、各国におけるIFRS適用方法の比較的小さな相違をあまり気にかけてはならない。IFRSプロジェクトの目標は、世界中の完全な統一性を達成することであってはならず、財務報告が国際的な取引と投資を促進するものでなければならない。

IASBは、各国で基準がどのように適用・解釈されるかの相違をあまり気にしてはならない。IASBは各国の執行に責任を負うものではない。

解釈指針を増やすと、IFRSの原則主義の性質を弱めて、優れた実務の成熟と市場主導の理解を妨げることにはなるが、基準の不整合や明瞭性の欠如によって懸念が広がっている場合、ポスト・コンバージェンス時代では、IASBはそのような問題の解決を優先しなければならない。

#### 4. 結論

IFRSに対する障害と課題がある。しかし、IFRS使用に向かう世界の潮流は、長期間継続することで、作成者、投資家、その他の財務諸表利用者にとってのベネフィットになる。

### Ⅳ IFRS非適用国はなぜIFRSに向かうのか

#### 1. IFRS移行のベネフィット

IFRSをアドプションしている多くの国、特に、十分に確立された自国基準のない国にとっては、アドプションの潜在的ベネフィットは明確である。IFRSをまだアドプションしていない国、特に、米国と日本にとっては、アドプションのベネフィットは明確ではない。場合によっては、これらの高度に発展した経済大国は、IFRSアドプションのベネフィットに納得していない。

## 2. US GAAPはIFRSの代替か

US GAAPは、日本などの数か国によっていまだにIFRSの代替としてみられているため、国際的な基準設定競争は続くであろう。しかし、US GAAPは、真の国際的な会計フレームワークではなく、IFRSの有効な代替とみてはならない。US GAAPは、特に米国市場のために、しばしば、その場限りで、業種別に開発されている。最近ではコード化されたものの、US GAAPは複雑な文献体系であり、自国の規則や制約に大いに影響を受けている。また、FASBは国際的な会計基準設定主体でもない。US GAAPは、すべて米国の利害関係者の利益において米国民が意思決定したものから構成される。

EU、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等のIFRSアドプション国の間では、IFRSは、少なくとも、上場企業にとって一般に認められた会計言語となっている。多くの国にとって、US GAAPのアドプションや、古い自国基準に戻ることは現実的な選択ではない。

## 3. すべての上場企業にIFRS使用の選択肢を与えなければならない

IFRSへ移行していない国は、IFRSアドプションの十分に明らかなベネ

フィットを注意深く考えなければならない。移行は困難であるが、その課題はIFRSへ移行した国（EUの様々な国を含む）が既に克服可能であることを示したものである。少なくとも、上場企業には、IFRSへ移行する選択肢を与えなければならない。企業は、移行のベネフィットがコストを上回るかどうかを自ら評価することができる。

## 4. 結論

米国が自国の高品質な基準から急転換することにいまだに躊躇しているからといって、それが他の市場にとってIFRSが適合しないことの兆候と受け取ってはならない。米国は、巨大な資本市場と長い基準設定の歴史を持っており、特有のジレンマに直面しているのである。しかし、長期的には、他国がIFRSを使用する中で、米国が自国基準で孤立することは擁護されない。世界中でUS GAAPの認知度が下がる場合、米国証券取引委員会（SEC）は米国投資家と企業のニーズを満たす結論に到達することになる。その間にも、SECは、主要な米国企業がUS GAAPではなく、IFRSで報告する選択肢を検討するかもしれない。

## V コンバージェンスの終結

### 1. コンバージェンス時代の幕引き

IFRSとUS GAAP間のコンバージェンスの時代は、数年ではなく、数か月のうちに正式に終わらせるべきである。米国と基準を調和化させるためにIFRSをさらに修正することは、IFRS財務報告が大きく改善しなければ正当化されない。

### 2. 米国にはいまだに多大の貢献をするものがある

それでも、IASBは、引き続き、米国と緊密に連携しなければならない。モニタリング・ボード（MB）からSECを除外し、あるいは、評議員会又はIASBのボードメンバーから米国人を除外するという考えは、少なくとも、予見可能な将来は、阻止しなければならない。米国は、世界最大の資本市場であり、基準設定の長い伝統は、財務報告の専門知識により、大いに貢献してきたことを意味する。

## 3. 高品質な基準が最優先である

コンバージェンス・プロジェクトのうち、収益認識プロジェクトは、両審議会がうまく作業した場合の成功例であるが、金融資産の減損、保険に関する短期的な合意の見込みは低いようにみえる。IASBは、FASBの見解を取り込むため、品質に妥協するのではなく、米国と満足できる合意に到達できないことを受け入れなければならない。

## 4. FASBの支援の有無にかかわらず主要プロジェクトはすぐに完了すべき

両審議会は、妥協した解決策を公表するか、又は、何もしないよりも別個の基準（可能な場合にはそろえた基準）を公表する方がはるかに良い。IASBは今や、FASBの支援の有無にかかわらず、提案した解決策を進める時である。両審議会が別個の基準を公表する場合、コンバージェンスの努力が失敗したことを必ずしも意味しない。国際的な利用者が望む会計処理へコンバージェンスするという圧力によって、両審議会の一方、又は両方が自らの立場を調整する結果となる。確かに、実務上、代替案が2つあり、事後的な判断だけでなく、厳格な影響度分析や適用後

レビューにより、自らの立場を調整することの方が容易かもしれない。その間、利用者が2つの会計基準の下での財務報告間の主要な差異を評価できるように、追加的な開示が正当化される場合もある。

## 5. IASBはIFRSアドプション国のニーズに焦点を置くべき

IASBは今や、IFRSを公式にアドプションした100を超える国のニーズと自国基準をIFRSへ近づけた国（とりわけ中国）が、全面的なIFRS報告に向けた最終的段階に進むように促すための作業に焦点を置かなければならない。

## 6. 結論

IASBとFASBとの関係は新たなフェーズに入るため、積極的な帰結は保証されない。例えば、米国は、IFRSの財務報告が米国とは異なる見解に向かうことをみれば、IFRSを受け入れないかもしれない。しかし、IASBが様々な国際的な利害関係者集団と効果的な関係を持つ場合、IFRSをさらに強化することになり、米国は、最善の利益がIFRSファミリーの一員に向かうことであると考えられることになる。

## VI 新時代のための新たなアプローチ

### 1. G20が指導力を示す時である

G20の政府は、国際的な会計基準の単一セットへの長期的な支援を継続すべきであるが、長期目標の達成には短期的なステップを認めるべきであり、そうすることで、IFRS報告を支持した決定的な役割を果たすことになる。世界中が国際的な会計基準にコミットすることを望むならば、G20の政府はその方法を自ら進んで示さなければならない。G20の

政府は、指導力を発揮して、IFRSをアドプションするか、又は、自国基準を可能な限りIFRSにそろえるかして、最低限、全上場企業に自国の資本市場でのIFRS任意適用を容認することで、IFRSへの公式なコミットメントを促進する時がきたのである。また、国際的な基準設定を支援するために要求される比例的な資金拠出を引き受け、他国も続くように強く要求すべきである。

### 2. 規制当局は重要な役割を持つ

規制当局は、自らの役割を果たす必要がある。基準の執行はIASBの仕事ではない。IASBは、より活発な支援（IOSCOを通じたものを含む）を必要とし、世界中の規制当局は首尾一貫した執行を遂行するため、より緊密に作業する必要がある。

各規制当局は、重要でない項目の開示を勧告したり、原則主義の基準の適用を支える専門的職業上の判断の行使を抑制しないようにする必要がある。また、一般的な解釈指針や適用ガイダンスの分野に踏み込まないようにする必要がある。

### 3. 真に国際的な機関としてのIASB

何よりも、IASBは真に国際的な機関とならなければならない。関係者の様々な相反する要求を扱うことは、IASBが直面する運営上の最難問の1つであることは疑いない。明白なのは、IASBがロンドンから細かい点まで管理することは、最早できないということである。IFRS財団は、国際的なブランドを持つ、成功している他の国際的な機関のように、重要でない責任は分散し、世界各国の能力を育成するなどの潜在的な責任を担うための方法を考え続けなければならない。

これに対応するには、各国及び地域の機関とうまく作業して、解決策を見つけ、適用を監視し、追加的なガイダンスへの要求に対処できるような、効率的なフィードバックの仕組みを作り出す方法を、組織上の停滞に陥ることなく見つけなければならない。

#### 4. 国際的な基準設定は各国基準設定とは異なる

効果的で国際的なフィードバックのメカニズムをいかに作り出すかには、相当の議論と組織上の実験を必要とする。各国の会計基準設定主体が過去に行ったことを単に繰り返すだけでは、十分ではない。見方を変える必要がある。世界規模での基準設定の十分な試みはないので、どのような暫定的結論になろうとも、それを達成するために必要な良い実務と仕組みを徐々に進展させる必要がある。

#### 5. 各国及び地域の基準設定主体には貢献すべきことが多くある

証券規制当局、監査人、各国会計士団体と同様に、主要な各国及び各地域の基準設定主体との緊密な関係<sup>6</sup>が、IASBを欧州と米国に支配されるとみなされる団体から、国際的、かつ、信頼できる機関へと変貌することに役立つと期待できる。これにより、世界中の利害関係者間で当事者意識が生まれ、各国での修正、解釈指針、又はカーブアウトの可能性が減少することになる。これらの課題によって、IASBは主導するだけでなく、話を聞いて学ぶ機関であり、運営上の非効率性や、効率的な意志決定を無効とするような諮問グループとデュー・プロセスを組み込むことなく、各国の利害関係者に所属し、かつ、対応する国際的な団体である

ことが証明される。東京オフィスの開所と会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の提案<sup>7</sup>は、正しい方向へのステップであることの証明になるかもしれない。しかし、まだ始まったばかりである。

規則的かつ包括的なデュー・プロセスは、効果的かつ信用できる基準設定過程の品質保証である。IASBの基準設定とデュー・プロセスは、運営上の効率性の検討のみを条件として、国際的な基準設定におけるベスト・プラクティスの具現化とみることが重要である。

#### 6. その他の課題

関連した取り扱うべき他の問題としては、以下のものがある。

- **質の高い調査研究は不可欠**— 証拠収集が将来には重要であるが、適切な団体により、適切な時点で、適切な程度のIASBの監視をもって着手される適切な調査研究を確保する際の課題を過小評価してはならない。
- **複雑性には対処すべき**— IFRS開示規定の複雑性のため、完全に受け入れる気が削がれる国があるかもしれない。IFRSの開示削減への対処は、IASBの将来の成功にとって重要である。その間、IASBは、IFRSの不要な複雑性を最小化し、合理的な判断を求める原則主義の基準を固守しなければならない。
- **影響度分析と適用後レビューは重要**— 影響度分析と適用後レビューに着手するための運営可能なモデルを確立する必要がある。当初の結果が期待外れであることが判明すれば、IASBは、アプローチとレビュー範囲を見直す準備をしなければならない。

- **国際的な資金調達制度の確立の優先順位は高い**<sup>8</sup>— IFRS財団の資金調達制度が確実かつ持続可能に確立されていなければ、IASBの活動領域の大きな変化は可能とはならない。

#### 7. 結論

IASBは第二の10年に踏み出したため、未開発の領域に入ったことは疑いが無い。成功は保証されていない。しかし、上記の課題は、IFRS利害関係者の十分かつ建設的な支援により克服可能である。容易ではなく、望まれるよりも長くかかるかもしれない。しかし、IFRS財団が、G20の政府と適切な規則に支援される機関に発展するならば、IASBの第2・第3の10年をやがて振り返り、最初の10年と同じほど（以上ではないとしても）成功したと結論を下すであろう。

## VII おわりに

以上、ICAEWの報告書「IFRSの将来」の概要を紹介した。本報告書はURL (<http://www.ion.icaew.com/ClientFiles/a42b9c80-6acd-4dca-980a-bac45d9a324d/The%20Future%20of%20IFRS.pdf>) から入手可能である。今後の日本におけるIFRS導入を検討する上で、一助となれば幸いである。

本稿は、2012年にICAEWが英国で最初に公表した「IFRSの将来—優れた市場イニシアティブのための情報」から抜粋している。ICAEWは、JICPAに本報告書の一部を翻訳及び翻案することを認めているが、本稿の内容又は質に責任を負っていない。

〈注〉

- i 本報告書では、多くの人は、いくつかの経済大国（米国、日本、インド等）がIFRSのアドプション、又は、重要な修正をしないIFRSの自国基準への組み込みにまだコミットしていないことに懸念を示しているとしている。また、日本は、IFRSへ移行する計画が遅延していることを公表しており、かつて望んでいたような2015年又は2016年に強制適用する可能性は最早ないとしている。
- ii Brown（2011）は、1993年と2002年の間にIAS・IFRS又はUS GAAPを採用したドイツ企業では、IFRSによって資本コストが低下したとの証拠は見つからなかったとする学術研究がある一方で、①IFRSを採用した欧州7か国35の銀行では資本コストが低下した、②1998年から2004年の間の34か国（ドイツを含む）での2万件以上のサンプルに基づくと、IFRS採用企業では資本コストの低下が発見された、③EU域内の1,000社以上を12年間（1995～2006年）にわたって観察した結果、資本コストの低下が報告された、④1995～2006年の間のEU域内企業の6,000件以上のサンプルに基づくと、IFRS強制により資本コストが47ベイス・ポイント低下したとの学術研究を指摘している。
- iii Barth and Landsman（2010）は、公正価値会計が金融危機にほとんど、あるいは全く影響を及ぼさなかったとしており、また、Laux and Leuz（2010）は、公正価値会計が2008年の金融危機を深刻化させた可能性は低いとしている。
- iv IFRS財団評議員会は、各国及

び各地域の基準設定機関、監査及び証券規制当局、会計専門家等（新興市場経済圏も含む）との関係を正式なものとして強化することをIASBに要請しており（2012年2月公表の戦略レビュー報告「グローバル基準としてのIFRS：財団の第二の10年間に向けての戦略の設定」）、その結果が、デュー・プロセス・ハンドブック（2013年2月改訂）に反映されている。

- v 各国及び各地域の基準設定主体とIASBとの正式な関係の具体化として、IFRS財団は会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の設定を提案し、評議員会は2013年3月にASAFの初代メンバー（ASBJを含む12団体）を発表している。ASAFは、基準設定活動に関連した主要な技術論点に関する助言及び見解をIASBに提供することと、各国及び各地域の論点に関するインプットの提供を役割としている。
- vi SECスタッフ最終報告書に対するIFRS財団スタッフの分析（2012年10月）によると、IFRS財団は拠出額を各国の国内総生産の比率に応じて各国に配分しているものの、米国は当該比例的金額を拠出しておらず、米国はIFRS財団の様々な機関で20～25%の席を有しているのに対し、拠出額はIFRS財団の予算に対する各国の拠出合計額の10%に満たないことが指摘されている。

[参考文献]

Barth,M.E.and Landsman,W.R. "How did financial reporting contribute to the financial crisis?" European Accounting Review, 2010.

Brown,P. "International Financial Reporting Standards: What are the benefits?" Accounting and Business Research, 2011.

ICAEW, Financial Reporting Faculty. "The Future of IFRS: Information for Better Markets Initiative." 2012.

Laux,C.and Leuz,C. "Did fair value accounting contribute to the financial crisis?" Journal of Economic Perspective, 2010.